

○国土交通省告示第七百五十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条第一号の規定に基づき、建築士法第十五条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件を次のように定める。

令和元年十一月一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建築士法第十五条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件

第一 建築士法第十五条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一 次のイからホまでに定める講義又は演習（次号において「必修講義等」という。）の全てを履修することにより修得する総単位数が二十単位以上であるもの

イ 三単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習（建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。以下この号において同じ。）の建築工事の実施のために必要な図面を作成することができるようにするための講義又は演習であって、建物の形態、建築材料及び構造を決め、これらを図面に表示することを標準的な内容とするものをいう。）

ロ 二単位以上の建築計画に関する講義若しくは演習（空間における建物の配置に係る計画を作

成する際に考慮することが必要な人間の行動及び意識並びに建物及びその周辺の空間のあり方が人間の行動及び意識に与える作用に関することを標準的な内容とするものをいう。）、建築環境工学に関する講義若しくは演習（建物の室内における光、音、空気、温度その他これらに類する環境が人の健康に与える影響に関することを標準的な内容とするものをいう。）又は建築設備に関する講義若しくは演習（建物の快適な室内環境の形成及び維持のために必要な換気、暖房及び冷房の設備、建物の安全性を確保するために必要な消火及び排煙の設備、これらの設備を運転するために必要な電気及びガスの設備その他これらに類する設備に関することを標準的な内容とするものをいう。）

ハ 三単位以上の構造力学に関する講義若しくは演習（建築物の応力又は変形を求める構造計算の基礎理論に関することを標準的な内容とするものをいう。）、建築一般構造に関する講義若しくは演習（建築物の一般的な構造に関することを標準的な内容とするものをいう。）又は建築材料に関する講義若しくは演習（建築物に使用される木材、鋼材、コンクリートその他これらに類する材料に関することを標準的な内容とするものをいう。）

ニ 一単位以上の建築生産に関する講義又は演習（建物の企画、設計、工事施工その他これらに類する建築物が生産される過程に関することを標準的な内容とするものをいう。）

ホ 一単位以上の建築法規に関する講義又は演習（建築物に関する基準を定めた法令及び建築行

政に関することを標準的な内容とするものをいう。）

二 必修講義等の全てを履修することにより修得する総単位数が二十単位未満である場合において、当該必修講義等の履修により修得する総単位数と当該必修講義等以外の建築に関する一又は複数の講義又は演習の履修により修得する総単位数の合計が二十単位以上となるもの

第二 第一に規定する科目の単位の計算方法は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学を卒業した者については大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の規定の例に、同法による専門職大学の前期課程を修了した者については専門職大学設置基準の規定の例に、同法による高等専門学校を卒業した者については高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の規定の例に、同法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者については高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）の規定の例によるものとし、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者については国土交通大臣が別に定めるものとする。

附 則

1 この告示は、建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。

2 建築士法第十五条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成二十年国土交通省告示第七百四十三号）及び建築士法第十五条第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成二十年国土交通省告示第七百四十四号）は、廃止する。